

早春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

暦の上では春を迎え、少しずつ寒さが緩（ゆる）んできましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、当署管内における昨年1年間の労働災害の発生状況（休業4日以上）ですが、令和8年1月末の速報値で62件となっており、一昨年に続き、岩手県内7カ所の監督署の中で最も少なくなっています。ちなみに10年前（平成27年）の状況を確認したところ、県内で最も労働災害が少なかったのは釜石署（82件）、2番目に少なかったのが宮古署（87件）、大船渡署は3番目（98件）でした。10年前に比べ大船渡署管内の人口減少が他の署より大きかったのかとも思い確認してみたところ、沿岸3署（宮古、釜石、大船渡）における労働者数の減少率は概ね同じでした（労働者数は3署とも25%前後減少）。

2年連続で労働災害発生件数が県内最少（&10年前に比べ約37%減少）との結果（まだ確定ではありませんが）は、ひとえに皆様方の日頃の取組みの成果なのだと思います。

今年も労働災害発生件数が県内最少になりますよう、引き続き労働災害防止のため積極的な取組みをお願いいたします。

リーフレット「化学物質の適切な管理をお願いします！」のご紹介

労働安全衛生法令の改正により、令和6年4月から**業種・事業規模**を問わず、化学物質の適切な管理が義務付けられています。食料品製造業や飲食店においては、**洗剤・洗浄剤や消毒・除菌・殺菌・漂白**などによる労働災害が発生しています。

これらの製品は、全てではありませんが、今般の改正により化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの実施等が必要となる化学物質を含有しています。特に「業務用」の目的で作られた製品においては、化学物質を高い濃度で含有している場合があります。また、一般家庭用の市販品であっても、使用方法を誤り、化学物質による中毒などの疾病が発生している事例もあります。このことから、大船渡労働基準監督署では、化学物質管理を適切に行っていただくために、独自リーフレットを作成いたしました。当該リーフレットを活用いただき、化学物質管理の徹底にご協力をお願いいたします。

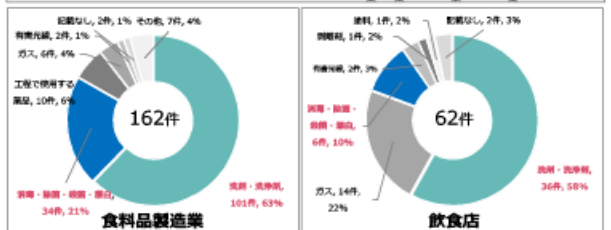
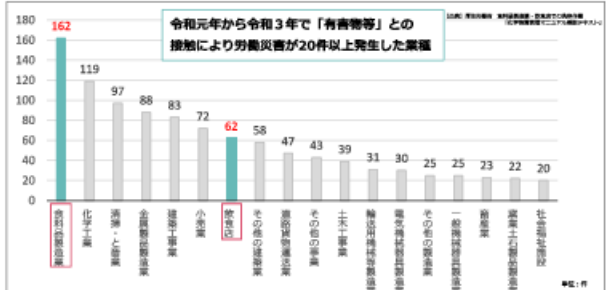
食料品製造業・飲食店事業者の皆さまへ

化学物質の適切な管理をお願いします！

～洗浄剤、消毒剤などに含まれる化学物質も対象です～

労働安全衛生法令の改正により、令和6年4月から**業種・事業規模**を問わず、化学物質の適切な管理が義務付けられています。食料品製造業や飲食店においては、**洗剤・洗浄剤や消毒・除菌・殺菌・漂白**などによる労働災害が発生しています。これらの製品は、全てではありませんが、今般の改正により化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの実施等が必要となる化学物質を含有しています。特に「業務用」の目的で作られた製品においては、化学物質を高い濃度で含有している場合があります。また、一般家庭用の市販品であっても、使用方法を誤り、化学物質による中毒などの疾病が発生している事例もあります。つきましては、下記のポイントを確認いただき、化学物質による労働災害防止対策の徹底をお願いします。

ポイント 化学物質による労働災害発生状況



☑ 洗剤・洗浄剤や消毒・除菌・殺菌・漂白による労働災害が多くを占めている。

厚生労働省 岩手労働局・大船渡労働基準監督署 R8.2作成



大船渡監督署からのお知らせページ
大船渡監督署 各種リーフレット



大船渡監督署独自リーフレット
化学物質の適切な管理をお願いします！

木材・木製品製造業における重大災害の発生を予防しましょう！

岩手県において、木材・木製品製造業は主要な産業のひとつですが、労働災害の発生状況を見ると、令和7年12月末現在で29件であり、**東北地方の中で最も発生件数が多い**状況となっています。

大船渡労働基準監督署管轄内においては、令和8年1月に入ってから木材・木製品製造業における労働災害が多数発生しており、中には、**木材加工用機械の刃（歯）との接触**など、**重大な怪我につながりかねない労働災害も発生**しています。

このような労働災害の発生状況を踏まえ、今一度、**木材加工用機械に係る安全対策の徹底にご協力をお願いいたします。**

ポイント1：安全管理体制の充実

・木材加工用機械を5台保有する事業場は木材加工用機械作業主任者、それ以外は安全確認者を選任し、次の職務を徹底しましょう！

- ・ **木材加工用機械を取り扱う作業の指揮**
- ・ **適正な安全装置及び治具・工具の使用の確認**
- ・ **作業開始前点検・定期点検の実施の有無の確認**
- ・ **立入禁止措置の確認**

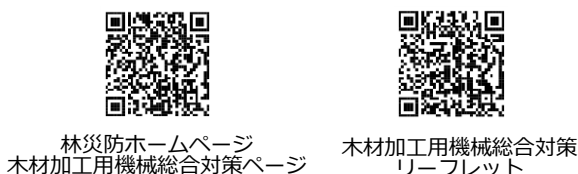
ポイント2：木材加工用機械の安全化

・刃（歯）の接触予防装置、反ばつ予防装置、覆い等の**安全装置を設置しその機能を有効に保持**しましょう！

- ・木材加工用機械を専用と汎用に区別し使用
→安全装置の調整頻度の低減化
- ・小物加工等の作業
→材の形、加工法に応じ複数の安全装置を選択して使用

ポイント3：作業の適正化及び安全教育の実施

・定常作業・非定常作業別の作業手順を定め、作業者に対し定期的に安全教育を実施しましょう
・**作業主任者は能力向上教育を受講**しましょう！



ポイント4：点検等

・作業開始前に木材加工用機械、安全装置及び附属設備を点検しましょう！
・少なくとも1年以内ごとに1回、定期的に点検し、異常を認めた場合には、補修等の必要な事後措置を講じましょう！
・木材加工用機械や機械の刃（歯）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合は、当該機械の運転を停止しましょう！
・**自動送材車式帯のご盤の送材車と刃（歯）との間に立ち入らないよう表示等**を行いましょ！

・点検には、次の点検表を活用



・機械の運転中に作業を行わなければならない場合は、危険な箇所に覆いを設ける、十分な長さの用具を使用する等の措置を実施

【関係条文】

- 安衛則第107条、108条（機械や機械の刃部の調整等の作業では、機械の運転停止）
- 安衛則第123条、124条、125条、126条、127条（刃（歯）との接触予防装置の設置）
- 安衛則第122条（丸のご盤の反ばつ予防装置の設置）
- 安衛則第128条（自動送材車式帯のご盤の送材車と刃（歯）との間への立入禁止）
- 安衛則第129条（木材加工用機械作業主任者の選任）
- 安衛則第130条（木材加工用機械作業主任者の職務）